

## 陳 情 文 書 表

令 3 陳 情 第 2 0 号	令 和 3 年 1 1 月 1 0 日 受 理
件 名	令和 4 年度から市内全小学校における 1 クラス 3 5 人を超える学級へ教育支援助手を常時配置させることを求める陳情
陳 情 者	秦野市渋沢一丁目 2 1 番地 1 7 号 磯 辺 友 里 ほ か 1 3 人
陳 情 の 要 旨	
<p>「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」が令和 3 年 3 月 3 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなりました。文部科学事務次官の通知には「今回の改正は、Society5.0 時代の到来や子供たちの多様化が一層進展するなどの状況下において、安全・安心な教育環境の下、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制を整備するために、公立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の学級編制の標準を、約 4 0 年ぶりに一律に引き下げることとし、具体的には、学年進行により、現行の 4 0 人から 3 5 人に段階的に引き下げる措置を講ずるものです。」と記載されています。</p> <p>この法律の下だと、現小学 2 年生からの適用になり、現小学 3 年生、4 年生、5 年生にはこの法律が適用されないこととなります。これは同じ学校にしながら、あまりにも不平等な現状となってしまいます。</p> <p>実際に現場では 4 0 人学級に限界を感じている先生方も多く、子どもたちも先生にきちんと向き合ってもらえずに、勉強の遅れや不登校の子も増えていて、通知にある「誰一人取り残すことなく」からかけ離れた状況にあります。</p> <p>また令和 3 年に策定されたばかりの秦野市教育振興基本計画の第 4 章・個別施策 1 - 1 施策内容（1）現状と課題には、「新たな時代を生きる子どもたちが身に付けるべき資質・能力として、自制心などの非認知能力といわれる社会的・情緒的能力が重要」とあります。今の 4 0 人学級ではこれらを達成することは難しいと考えられますし、それを達成するためには、まずは先生が一人</p>	

一人の児童と向き合える環境を作ることが何よりも大切だと考えます。

そして、現在の学校は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、子どもたちはマスクの着用や、マスクをしていても大きな声でしゃべることを禁じられ、給食は黙食と、日々ストレスフルな生活を強いられています。また先生方も感染防止に気を付けながら、子どもたちに静かにするようになどと常に注意しなければならず、気が休まることのない状況にあると察します。このような中で子どもたちは安心して学校生活を送れずにいるのも現状です。また、人と触れ合うことを禁じられたこのような状況の時こそ、子どもたちと信頼関係を築き、安心して学校生活が送れるように環境を整えることが大切と考えます。しかしながら、1クラス40人学級では、先生方に子どもたち一人一人ときちんと向き合い信頼関係をつくる余裕はないと思いますし、このような状況では子どもたちにきちんとした学びが与えられないと考えます。

秦野市教育振興基本計画の「新たな社会を生きる次世代の教育を目指して」の市長の言葉には、「教育水準の改善・向上の実現に向けて協議・調整を行う」とあります。

今のままでは子どもたちも先生方も限界が来ていると考え、早急に対応するため、以下の事項について陳情いたします。

#### 陳情事項

- 1 令和4年度から市内全小学校の35人を超える学級において、担任以外に教育支援助手を常時配置させること
- 2 上記ができない場合、スクールサポーター、学生ボランティア、地域ボランティアなどを常時配置させること
- 3 上記に伴う教育予算の措置をすること